

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年 6 月28日

【会社名】 株式会社免疫生物研究所

【英訳名】 Immuno-Biological Laboratories Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 清藤 勉

【本店の所在の場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地 1

【電話番号】 0274-22-2889（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 中川 正人

【最寄りの連絡場所】 群馬県藤岡市中字東田1091番地 1

【電話番号】 0274-22-2889（代表）

【事務連絡者氏名】 取締役財務経理部長 中川 正人

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

平成25年5月29日に提出いたしました臨時報告書の訂正報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正内容】

訂正箇所は__線で示しております。

3 . 本株式交換の方法、株式交換に係る割当ての内容その他の株式交換契約の内容

(2) 株式交換に係る割当ての内容

(訂正前)

SLB社の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.44株を割当て交付します。当社は、本株式交換に際して、普通株式4,314株を発行し、株式交換の効力が生じる時点の直前時のSLB社の株主名簿に記載された株主に対して割当交付します。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。ただし、当社が保有するSLB社の株式については、本株式交換による株式の割当は行いません。

(訂正後)

SLB社の普通株式1株に対して、当社の普通株式0.44株を割当て交付します。当社は、本株式交換に際して、普通株式4,319株を発行し、株式交換の効力が生じる時点の直前時のSLB社の株主名簿に記載された株主に対して割当交付します。なお、上記株式交換比率は、算定の根拠となる諸条件に重大な変更が生じた場合、両社協議の上、変更することがあります。ただし、当社が保有するSLB社の株式については、本株式交換による株式の割当は行いません。

「覚書」

(訂正前)

記載なし。

(訂正後)

覚 書

株式会社免疫生物研究所（以下「甲」という）と株式会社スカイライト・バイオテック（以下「乙」という。）は、株式交換により完全親子会社関係を創設するため、平成25年5月13日付で締結した「株式交換契約書」（以下、「原契約」という）に関して、平成25年5月29日に一部変更の覚書を提携した内容を以下の通り変更することに合意する。

第1条 原契約 第3条を次のように変更することとする。（変更箇所、下線）

(変更前)

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 . 甲は、本株式交換に際して、新たに普通株式4,314株を発行する。
- 2 . 甲は、前項により発行した甲の普通株式を、乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の普通株式0.44株の割合をもって割当交付する。
- 3 . 前項で割当交付を受ける乙の株主は、株式交換の効力が生じる時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載されたもの（但し、甲を除く。）とする。

(変更後)

第3条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 1．甲は、本株式交換に際して、新たに普通株式4,319株を発行する。
- 2．甲は、前項により発行した甲の普通株式を、乙の株主（但し、甲を除く。）に対して、その所有する乙の株式1株につき甲の普通株式0.44株の割合をもって割当交付する。
- 3．前項で割当交付を受ける乙の株主は、株式交換の効力が生じる時点の直前時（以下「基準時」という。）の乙の株主名簿に記載されたもの（但し、甲を除く。）とする。

上記、覚書締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各自1通を保有する。

平成25年6月28日

甲 群馬県藤岡市中字東田1091番地1

株式会社免疫生物研究所

代表取締役社長 清藤 勉

乙 秋田県秋田市飯島字砂田100-4

株式会社スカイライト・バイオテック

代表取締役社長 中嶋 拓史